

(3) 相談に来た学生のプライバシーの保護に対しては、十分に配慮しなければならない。

#### 四. 虚偽の申し立て

ハラスメントの相談や調査において、故意に虚偽の申し立てや虚偽の証言をしたことが判明した場合、その申し立てもしくは証言を行った者は、就業規則第21条及び学則第44条などによる懲戒処分を受ける。

#### 五. 報復の禁止

- (1) 何人も、このハラスメント解決手続きを利用したり、それに参加することで、不利益を被ったり、報復や反撃を受けることがあってはならない。
- (2) このハラスメント解決手続きを利用したり、それに参加したことに対して、不利益を被ったり、報復や反撃を受けたという申し立ては、この手続きにおいてはハラスメントと同様に扱うものとする。

#### 5. 処分

本「基本方針」が禁止するハラスメントに該当する言動は、就業規則第21条及び学則第44条などによる懲戒の対象となる。

## 学習院女子大学人権問題委員会規程

### (設置)

**第1条** 本学に、人権問題委員会（以下「委員会」という）を置く。

### (目的)

**第2条** 委員会は、本学におけるすべての学生・教職員が対等な個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメントその他の人権侵害と差別のない、公正で安全な環境において、学習・研究・教育・就労できる機会と権利を保障するキャンパスづくりを目的とする。

### (任務)

**第3条** 委員会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項をその任務とする。

- 一 人権問題の対応に関する学長への意見書の提出と勧告
- 二 人権侵害の防止に関する研修・啓発・広報
- 三 人権侵害を行った者に対する研修・教育プログラムの研究・開発と実施
- 四 人権侵害被害者の救済措置の実施
- 五 その他人権擁護のための必要な事項

### (構成)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、学長が委嘱する。ただし、委員の性別構成は偏らないようにする。

- 一 学生部長
- 二 カウンセリングルーム室長
- 三 総務部長
- 四 学長の指名する教職員若干名

2 前項第四号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (運営)

**第5条** 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承諾を得て委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員会は非公開とし、委員は、その任期中および退任後、本規程第3条第1号の任務により知り得たいかなる情報も他に漏らしてはならない。

(事務)

**第6条** 委員会に関する事務は総務部が担当する。

(改正)

**第7条** この規程の改正は、委員会の議を経て、教授会の議により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年11月27日から施行する。

## 学習院女子大学学生表彰内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、学習院女子大学（以下「本学」という。）に在学する学生のうち、学内活動、課外活動、社会活動等に功績のあった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の対象者)

**第2条** 本学は、次の各号に該当する学生を表彰する。

- 一 学内外の課外活動に功績を残し、本学の名声を高めた者
- 二 地域社会に貢献し、本学の名誉となった者
- 三 本学の発展及び課外活動の活性化に貢献した者
- 四 その他、表彰に値すると認められた者

(対象期間)

**第3条** 表彰の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(選考)

**第4条** 学生委員会は、必要に応じて学生表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を組織し、学内外からの推薦又は学生からの自己申告に基づき、第2条各号のいずれかに該当する学生を表彰候補者として選考する。

2 委員会は、選考結果を学生部長に報告する。

(推薦)

**第5条** 学生部長は、委員会が選考した表彰候補者のリストを作成し、学長に推薦する。

(決定)

**第6条** 学長は、学生部長の推薦に基づいて該当者を決定する。

(表彰)

**第7条** 表彰は、表彰状の授与をもって行う。

2 表彰の時期は、別に定める。

(改正)

**第8条** この内規の改正は、学生委員会の発議に基づき教授会の議を経て学長が行う。